明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である平嶋勇一が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成二十九年九月二十六日

山梨県北杜市長坂町大八田三六五四―一

ヒラシマサカンコーポレーション

日本における代表者　平嶋　勇一

限定承認公告

本籍東京都練馬区西大泉三丁目一一番、最後の住所東京都千代田区一番町二〇番地三プレミエール一番町六〇二号

被相続人　亡　門田　啓子

右被相続人は平成二十九年一月十日死亡し、その相続人は平成二十九年九月二十二日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月二十六日

千葉県松戸市大谷口一四一―一オオクマレジデンス二一―一〇六

限定承認者　門田　元美

東京都千代田区有楽町一丁目六番四号千代田ビル　日比谷見附法律事務所

右代理人弁護士　川野　裕之

限定承認公告

本籍島根県江津市金田町イ一八九番地、最後の住所横浜市泉区弥生台二九番地三ザ・コート山手台一〇五

被相続人　亡　西谷　真一

右被相続人は平成二十八年十二月五日死亡し、その相続人は平成二十九年九月十三日横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月二十六日

神奈川県大和市西鶴間三丁目七番一〇号シェリーハウス二〇二

限定承認者　西谷　恵美

限定承認公告

本籍京都府京都市上京区日暮通中立売下る須浜池町二四七番地、最後の住所京都市上京区西堀川通元誓願寺上る堅門前町四一四番地

西陣団地五一九号

被相続人　亡　人見　益司

右被相続人は平成二十九年七月三十一日死亡し、その相続人は平成二十九年九月四日京都家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月二十六日

京都市北区上賀茂縄手町四四―八

限定承認者　原田奈尾子

限定承認公告

本籍大阪府摂津市正雀三丁目一一番、最後の住所大阪府摂津市正雀三丁目一一番九号

被相続人　亡　加藤　秀次

右被相続人は平成二十九年七月十二日死亡し、その相続人は平成二十九年九月十四日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月二十六日

大阪府豊中市城山町一丁目一〇番一―五〇二号

限定承認者　前川　葉子

限定承認公告

本籍大阪市西淀川区佃五丁目一三五番地、最後の住所大阪市東淀川区東中島二丁目一二番四―四一一号

被相続人　亡　片山　茂樹

右被相続人は平成二十九年六月十三日死亡し、その相続人は平成二十九年九月十四日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月二十六日

奈良県香芝市穴虫二八四〇―七

相続財産管理人　片山　茂信

限定承認公告

本籍三重県志摩市大王町波切一一二六番地一、最後の住所和歌山県和歌山市北島三一三五番地六五

被相続人　亡　伊藤　和久

右被相続人は平成二十八年十一月一日死亡し、その相続人は平成二十九年九月十九日和歌山家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月二十六日

和歌山県和歌山市北島三一三五番地六五

限定承認者　伊藤　礼子

限定承認公告

本籍高知県高知市本町三丁目三番地、最後の住所高知県高知市天神町一二番八号

被相続人　亡　眞鍋　衣子

右被相続人は平成二十九年五月六日死亡し、その相続人は平成二十九年九月十五日高知家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月二十六日

高知県高知市本町三丁目六番四〇号アルファガーデン本町六〇一号

限定承認者　眞鍋　豊志

限定承認公告

本籍福岡県福岡市博多区住吉四丁目八〇番地五、最後の住所福岡県筑紫野市紫六丁目一四番一号

被相続人　亡　村山　直彰

右被相続人は平成二十九年六月十七日死亡し、その相続人は平成二十九年九月十三日福岡家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月二十六日

福岡市中央区赤坂一丁目一六番一三号上ノ橋ビル七〇一号

限定承認者水野智洋

代理人弁護士　熊谷　雅弘

投資主総会開催につき通知公告

平成二十九年十一月二十七日に投資主総会を開催いたします。

平成二十九年九月二十六日

東京都千代田区飯田橋三丁目二番二号

D&Fロジスティクス投資法人

執行役員　荻野　彰久

任意清算公告

当法人は、平成二十九年九月一日をもって解散し、社会保険労務士法第二十五条の二十五第二項において準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年九月二十六日

東京都目黒区上目黒二丁目九番三五号

社会保険労務士法人ＪＳＫ

清算人　梶　晴実

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金一億三千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000636/4f2e/

平成二十九年九月二十六日

東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号

ピーピーエフエー・ジャパン・ワン特定目的会社

取締役　粟国　正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金一億三千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十九年四月十八日付官報の号外第八十五号五十九頁に掲載されています。

平成二十九年九月二十六日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号税理士法人赤坂国際会計事務所内

川越特定目的会社

取締役　山崎　亮雄

取消公告

平成二十九年九月十五日掲載の基準日設定につき通知公告は取り消します。

平成二十九年九月二十六日

東京都中央区築地四丁目一番一号

株式会社アイ・ピー・エス

代表取締役　宮下　幸治

◉号外　九月二十六日付第二〇八号
五月十九日付参会第二四号

九六ページ●同日付政府調達第一八二号六四ページ●
一二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03(3587)4294
定価　一ヵ月二、六四一円（本体二、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）（配送料別）